

番号	1
項目	重点支援地方交付金などを活用し、工場・家賃リース料などの固定費補助など直接支援を行うこと。
(回答) 休業支援や固定費（工場・家賃リース料など）への補助、および光熱水費の価格高騰に対する補助金創設を含め、中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援につきましては、まずは国において対応を検討すべきものと考えております。引き続き、国の動向を注視してまいります。 なお、本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「大阪市プレミアム付商品券 2026 事業」を実施しております。あわせて、本事業は商品券の利用を通じて市内事業者の売上高向上に貢献することも目的としております。 今後についても、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（産業振興担当） 電話：06-6615-3761

番号	2
項目	既往債務の返済凍結、長期据え置き of 借り換え制度をはじめ、保証協会の 100%保証付き新規融資など自治体独自の制度融資を設けること。金利・保証料補給を行う制度を実施するなど資金繰り支援を強めること。
(回答) 本市では、平成 26 年の大阪府市の保証協会の統合にあたり、制度融資は大阪府と一元化しております。現在は、大阪府制度融資の市町村連携型である「経営支援特別融資」と「設備投資応援融資」の 2 種の制度融資を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-4256-3529

番 号	3
項 目	<u>地方税や国民健康保険料・税の納付を猶予・免除する特例制度を実施すること。</u>
(下線部について回答) 1 減額・免除措置 (1) 市民税 税金は、すべての住民（個人のほか、法人も含まれます。）の日常生活に欠かすことのできない道路・橋梁・公園の整備から教育・福祉・消防・救急にいたるさまざまな行政サービスを提供するために必要な経費として、住民の方々に広く負担していただくものとなっており、地方税法等に基づき、適正・公平に課税されるものとなっています。 ア 個人住民税 個人市民税については、所得税の源泉徴収制度とは異なり前年の所得に対して課税されるものでありますが、税負担の公平性を確保する観点から、所得の発生時期と税の負担時期の間に所得状況に変動等を生じた場合でも、納めていただくことが原則となっています。 しかしながら、個人住民税は、所得の発生時期と税の負担時期が異なることから生活の維持が困難になった方などに配慮し、地方税法第 323 条において減額・免除制度が定められており、本市では市税条例第 57 条の規定により、税額の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除を適用しています。 イ 法人市民税 法人市民税については、均等割は資本金等および従業者数に応じて定める額とし、また、法人税割は法人税額が課税標準のため、収益を反映し算定しています。 (2) 軽自動車税、事業所税、市たばこ税および入湯税 軽自動車税、事業所税、市たばこ税及び入湯税については、いずれも、収益に関わらず納めていただく税金となっています。 (3) 固定資産税および都市計画税 固定資産税および都市計画税については、賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在に固定資産	

をお持ちの方が、その固定資産の価格を基にした税額を固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

なお、納税者の方が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、65 歳以上で前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下であるなど一定の要件を満たしている場合のほか、火災・風水害などにより資産に一定以上の損害を受けられた場合などについて、申請に基づく減額・免除の措置を講じています。

また、減額・免除の措置の適用にあたっては、納税者の担税力や資産の損害の程度など、個々の状況を慎重に判断して、適正な運用に努めています。

2 納税の猶予制度および延滞金の減額・免除

納税困難な市民の方からご相談いただいた際には、徴収猶予（市税条例第 5 条）や申請による換価の猶予（市税条例第 9 条）を含む納税の猶予制度についてご案内しています。また、市税ハンドブック及び本市ホームページに制度内容や手続きの方法を掲載しています。

延滞金の減額・免除に関しては、市税条例（第 14 条第 6 項）並びに地方税法（第 321 条の 2 第 5 項等）に基づく延滞金の減額・免除のほか、納税の猶予制度を適用した場合は、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

また、延滞金の減額・免除の手続きに係る要綱を定めており、本市ホームページに掲載しています。

担当	1 (1) ア	財政局	税務部	課税課（個人課税）	電話：06-6208-7751
	1 (1)イおよび(2)	財政局	税務部	課税課（法人課税）	電話：06-6208-7747
	1 (3)	財政局	税務部	課税課（固定資産税）	電話：06-6208-7768
	2	財政局	税務部	収税課	電話：06-6208-7768

番号	3
項目	地方税や<u>国民健康保険料・税</u>の納付を猶予・免除する特例制度を実施すること。
(下線部について回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。 また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	5、
項目	<u>カジノ・副首都・都構想や大型公共工事を止め</u> 、府民の暮らしや営業支援を優先すること。
(下線部について回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。	
担当	I R推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	5
項目	カジノ・<u>副首都・都構想</u>や大型公共工事を<u>止め</u>、府民の暮らしや営業支援を優先する<u>こと</u>。
(下線部について回答) 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（副首都法）が成立し、大阪が副首都となるための基盤として、それにふさわしい地方行政体制の構築が必要となっています。本年 6 月に副首都・大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うため、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、具体的な制度設計について協議が進められています。	
担当	副首都推進局 副首都推進担当 電話：06-6208-9747

番号	5
項目	カジノ・副首都・都構想や<u>大型公共工事を止め</u>、府民の暮らしや営業支援を優先すること。
(下線部について回答) 【大型公共工事のうち、夢洲地区の計画・工事について】 夢洲のまちづくりにつきましては、平成 29 年 8 月に大阪府・市、経済界で策定した夢洲まちづくり構想において、大阪の成長を支える国際物流拠点を形成するとともに、大阪の成長を牽引する新たな国際観光拠点を形成することとしております。 本構想の策定以降、土地造成や北港テクノポート線、幹線道路などの整備を進めてきております。これらのアクセス整備は、国際観光拠点への来場者の適切な輸送能力の確保や物流車両交通の円滑化を図るものであり、国際観光拠点の形成及び国際物流拠点の機能強化に資するものであることから、引き続き夢洲まちづくり構想の実現に向けた取り組みを進め、大阪・関西の豊かな市民生活や経済成長、経済発展を支えてまいります。	
担当	大阪港湾局 開発部 開発調整課 電話：06-6615-7815 大阪都市計画局 広域拠点開発課 電話：06-6210-9328

番号	5
項目	カジノ・副首都・都構想や<u>大型公共工事を止め</u>、府民の暮らしや営業支援を優先すること。
(下線部について回答) 淀川左岸線（2期）は、政府の第2次都市再生プロジェクトに位置付けられている「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラとして、平成18年より本市の街路事業と阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行方式により事業を実施しております。現在は、全線でトンネル工事等を実施しており、令和14年度の事業完了に向けて、今後も着実に整備を進めてまいります。	
担当	建設局 淀川左岸線2期建設事務所 設計課 電話：06 - 6466 - 2180

番号	5
項目	カジノ・副首都・都構想や <u>大型公共工事を止め</u> 、府民の暮らしや営業支援を優先すること。
(下線部について回答) なにわ筋線は、国土交通省近畿運輸局の諮問機関である近畿地方交通審議会の答申第 8 号（平成 16 年 10 月）において、「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」と位置づけられた路線であり、本市としても国土軸と関西国際空港とを結び、大阪を南北に貫く広域的な鉄道ネットワークの強化等に資する路線であると認識しております。現在、整備主体である関西高速鉄道株式会社が、令和 3 年 10 月に工事着手し、整備を進めております。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7846